

# 情報公開規程

制定 令和5年4月1日

## (目的)

第 1 条 本規程は、ラグーナビーチ共同事業体（以下、「当事業体」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定め、それによって公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (当事業体の責務)

第 2 条 当事業体は、本規程の解釈及び運用に当たっては、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするものとする。

## (利用者の責務)

第 3 条 本規程に基づき情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第 4 条 当事業体は、愛知県に対し行われた大塚海浜緑地指定管理業務に関する情報公開請求に応じ、請求内容の全体または一部に対し、開示および非開示の意思を愛知県に申告するものとする。開示内容の判断は愛知県の決定によるものとする。

2 当事業体の構成企業および協力企業の経営状況および人事等、当事業体の業務に直接関係しない情報は非開示とする。

3 当事業体独自のノウハウに関する情報は、原則として非開示とする。

## (資料の閲覧)

第 5 条 資料の閲覧は、原則として受け入れないものとする。ただし、愛知県都市・交通局港湾課による閲覧請求には応じるものとする。

## (インターネットによる情報公開)

第 6 条 当事業体は、第 4 条及び第 5 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、インターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項による情報公開の内容、方法等の詳細は、総括責任者が定める。

## (管理)

第 7 条 当事業体の情報公開に関する事務は、大塚海浜緑地管理事務所がこれを行う。

## (改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、当事業体の月次定例会議での決議をもって行う。

## 附則

1. 本規程は、令和5年4月1日より施行する。